

令和2年9月11日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官

令和2年(ワ)第13722号 損害賠償請求事件

判 決

東京都八王子市明神町4-7-15 落合ビル4階

桜井誠こと

原 告 高 田 誠
同訴訟代理人弁護士 木 村 雅 一
被 告 中 華 人 民 共 和 国

主 文

- 1 本件訴えを却下する。
- 2 訴訟費用は原告の負担とする。

事 実 及 び 理 由

第1 請求

被告は、原告に対し、3億円及びこれに対する訴状送達の日翌日から支払
済みまで年5分の割合による金員を支払え。

第2 事案の概要

1 本件は、原告が、被告は、中華人民共和国湖北省武漢市において発生が確認
された新型コロナウイルス感染症（COVID-19）について、遅くとも令
和元年12月中旬頃までにはその症例を確認し、同ウイルスが人から人へ感染
するものであることを認識していたにもかかわらず、かかる事実の発表や世界
保健機関（以下「WHO」という。）に対して正確かつ十分詳細な公衆衛生上の
情報を適時に伝達する義務を怠り、これによって日本国内における新型コロナ
ウイルスへの感染が拡大し、緊急事態宣言が発出された結果、原告の政治的活
動が制限され、多大な精神的損害を被ったと主張して、被告に対し、不法行為
に基づく損害賠償として、慰謝料10億円のうち3億円及びこれに対する不法
行為の後の日である訴状送達の日翌日から民法（平成29年法律第44号に

よる改正前のもの) 所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を求める事案である。

2 原告の主張の骨子

(1) 国際保健規則 (IHR) 6条によれば、国は、自国領域内にて疾病の顕在化又は疾病を潜在させる事態の発生を認識した場合にはその内容を公表し、可能な限り正確かつ十分詳細な公衆衛生上の情報を適時にWHOに伝達すべき義務があるとされている。

しかし、被告は、遅くとも令和元年12月中旬頃までには新型コロナウイルス感染症の症例を確認し、同ウイルスが人から人へ感染するものであることを認識していたにもかかわらず、そのことを公表しなかった。被告が同月31日に初めてWHOに報告した内容も、人から人への感染は確認されていないことを前提とする不十分なものであり、その後も、被告国内で感染が拡大している事態について公表も報告もしなかった。被告は、令和2年1月20日頃になって人から人への感染が発生したことを公表ないし報告するに至ったが、その後は、我が国を含む世界各国へ感染が拡大し、深刻な状態に陥っている。

以上の経緯に照らし、被告が、故意又は重過失により上記義務に違反したことは明らかであり、かかる被告の行為は、不法行為を構成する。

原告は、政治団体日本第一党の党首であり、日ごろより様々な政治的活動を行ってきたところ、新型コロナウイルス感染拡大による緊急事態宣言を受けて、令和2年4月6日から5月30日までの間、街宣活動等の自粛を余儀なくされるなど、その政治的活動に多大な制約を受けた。また、原告自ら立候補し、同年7月に実施された東京都知事選挙における政治的活動を制限された影響も著しいものであった。これらにより原告が被った精神的損害は、金銭に評価すれば10億円を下ることはなく、原告は、被告に対し、このうち3億円の請求をする。

(2) 外国等に対する我が国の民事裁判権に関する法律（以下「裁判権法」という。）10条は、外国等が我が国の民事裁判権から免除されない場合について規定しているところ、同条の趣旨は、軍事行為等のような外国等の主権的行為以外の行為によって国民が損害を被った場合には、国民の裁判を受ける権利（憲法32条）の観点から免除の対象とはせず、民事裁判権の範囲とするというものと解される。我が国の判例（最高裁平成18年7月21日第二小法廷判決・民集60巻6号2542頁。以下「平成18年判例」という。）が外国等の民事裁判権免除の範囲につき明確に制限免除主義を採用していたことも踏まえれば、外国等の主権を侵害しない限りにおいては、裁判権法10条を拡大解釈ないし類推適用するのが相当であり、同条の文言のうち、「死亡若しくは傷害又は有体物の滅失若しくは毀損」との部分及び「当該行為の全部又は一部が日本国内で行われ」「当該行為をした者が当該行為の時に日本国内に所在していたとき」との部分は、いずれもそのような限定を付すことに何らの合理性もない。被告の不法行為は、国家の主権的行為と評価されるものではなく、本件訴えについては、同条により民事裁判権から免除されない場合に当たる。

また、被告の不法行為は、故意又は重過失によるもので、世界的にも人命や経済等に深刻な影響を及ぼすものである。世界的に生じている被告への損害賠償請求につき、被告が一貫してこれに応じない不誠実な姿勢をとっていることから、このような場合は国際慣習法上の主権免除の対象外であると考えられる。英国、シンガポール、カナダ等の複数の国が、不法行為については民事裁判権免除の例外とする国内法の規定をもうけており、本件についても、我が国の民事裁判権が及ぶと解するべきである。

第3 当裁判所の判断

1 本件訴えは、外国である被告に対するものであるところ、裁判権法4条によれば、外国等は、裁判権法に別段の定めがある場合を除いて、我が国の民事裁

裁判権から免除されることとされている。原告は、裁判権法10条の拡大解釈ないし類推適用がされることにより、本件訴えにつき、被告が我が国の裁判権から免除されない場合に当たると解すべきなどと主張するので、以下、この点について検討する。

5 2 裁判権法10条は、外国等が不法行為その他の民事上の責任を問われる場合を想定したものであり、その内容は、「人の死亡若しくは傷害又は有体物の滅失若しくは毀損」が、当該外国等が責任を負うべきものと主張される行為によって生じた場合において、「当該行為の全部又は一部が日本国内で行われ」、かつ、「当該行為をした者が当該行為の時に日本国内に所在していたとき」は、
10 当該外国等が我が国の民事裁判権から免除されない旨を規定したものである。

裁判権法10条の文言に照らして、本件訴えがその要件に該当するかをみると、本件において原告が被ったと主張する損害は、原告の政治的活動が制限されたことによる精神的苦痛であることから、直ちに「人の傷害」には当たらないものと解される。この点を措くとしても、原告が本件で問題とする被告の不法行為は、被告が、被告国内における人から人に感染する新型コロナウイルスの発生についての発表やWHOへの正確かつ十分詳細な情報伝達を怠ったというものであり、その行為の性質上、日本国内で行われた行為であるとは想定されず、結果としての原告の損害が日本国内で生じたものと主張されているにすぎない。そうすると、被告の行為につき、「当該行為の全部又は一部が日本国内で行われ」たとはいえず、また、「当該行為をした者が当該行為の時に日本国内に所在していた」ともいえない。
15
20

以上によると、本件訴えについては、裁判権法10条により被告が我が国の裁判権から免除されない場合に該当するとは認められない。

3 これに対し、原告は、上記第2の2(2)のとおり、本件訴えについては我が国の民事裁判権が及ぶと解すべき旨主張するが、以下のとおり、いずれも理由のないものというべきである。
25

(1) 原告は、裁判権法10条の趣旨が、軍事行為等のような外国等の主権的行為以外の行為によって国民が損害を被った場合には、我が国の民事裁判権の範囲とするというものであるとして、同条を拡大解釈ないし類推適用すべきことを主張する。

しかし、そもそも本件において原告が問題とする被告の行為が、私人でも行うことの可能な外国等の主権的行為以外の行為に当たると言い得るかは疑問であり、この点において原告の上記主張は直ちに採用し難い。

上記の点を措くとしても、原告の上記主張は、軍事行為等のような外国等の主権的行為に対する賠償請求以外の不法行為に関する訴訟については、裁判権法10条が規定する各要件（限定）を付さずに我が国の民事裁判権が及ぶと解しているに等しいものとなるが、裁判権法が、その4条において、裁判権法に別段の定めがある場合を除き外国等が我が国の民事裁判権から免除されることを規定し、5条以下において、民事裁判権から免除されない例外について詳細かつ具体的に挙げて規定していることからすると、例外に当たる場合についての規定を大幅に拡張する解釈や類推適用が予定されているとは考えにくい。

そして、裁判権法10条の内容が、不法行為等が日本国内で行われた場合について規定したものであることに鑑みると、同条は、不法行為等が日本国内で行われた場合には、その裁判をするのに最も適しているのは我が国の裁判所であり、かつ、外国等は法廷地としてふさわしくないものとして裁判を拒否することも考え得ることなどから、被害者の司法的救済を図るためにもうけられたものと解される。このような観点からすると、同条は、外国等の行為が主権的行為であるか、私人と同等の立場で行う私法的ないし業務管理的行為であるかによってその適用の有無を異にするものではなく、飽くまで不法行為地が日本国内であるかなどの同条の要件該当性をもって、当該外国等が民事裁判権から免除されない場合に当たるかを判断するのが相当であ

る。

以上によれば、原告の上記主張は、いずれにしても理由がないものというべきである。なお、原告が指摘する平成18年判例は、主権的行為以外の行為に対する賠償請求について、その不法行為地等が日本国内であるか否かを問わず、外国等が我が国の民事裁判権から免除されないことを判示したものでなく、上記のような裁判権法10条の解釈に影響を及ぼすものではない。

(2) また、原告は、被告の不法行為の悪質性及び重大性等の観点から、本件訴えにつき、被告が我が国の民事裁判権から免除されるべきではない旨主張するが、原告の指摘する事情によっても、裁判権法10条の規定につき原告主張のような拡大解釈ないし類推適用をしたり、あるいは、本件訴えにつき、裁判権法の適用を排除する条約、国際慣習法の存在その他の具体的な法的根拠は見当たらない。


さらに、原告は、諸外国の中には不法行為については裁判権免除の例外とする国内法の規定をもうけていることなどについても指摘するが、それらの国の国内立法の立法経緯等を明らかにする証拠はない。いずれにしても、我が国の国内立法である裁判権法の解釈に直接の影響を及ぼすものとは考えにくく、上記(1)の判断は左右されない。

4 そのほか、本件において、被告が我が国の民事裁判権から免除されないことの根拠となる事情の存在はうかがわれない。


5 したがって、本件訴えは、不適法であり、今後、その不備を補正することはできないといえるから、民事訴訟法140条により、口頭弁論を経ることなく本件訴えを却下することとし、主文のとおり判決する。

東京地方裁判所民事第37部

裁判長裁判官

加本牧子 

裁判官

岩田真吾 

5

裁判官

矢崎達彦 

これは正本である。

令和2年9月11日

東京地方裁判所民事第37部

裁判所書記官 佐野 秀

